

公 示 送 達 書

告示 第 256 号
令和 8 年 10 月 8 日

玉村町長 石川 眞男



次の書類は、通常の方法では送達不能であるので、玉村町役場
税務課に保管してあります。書類の宛名人、またはその関係者の方
の申し出があれば、いつでもお渡し致します。

なお、この掲示は 地方税法第20条の2の規定によるもので、
この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日に次の書類が
送達されたものとみなします。

送達すべき書類を特定するために必要な情報

地方税法第294条及び町税条例第23条に規定する書類

地方税法第24条並びに群馬県税条例32条に規定する書類

送達を受けるべき者の氏名又は名称

LAI MINH HIEU